

宿業を生きる“生”(2)

——部落差別と業——

近 藤 祐 昭

深浦正文氏は『業の問題』（永田文昌堂）の中で部落差別と業の問題を論究している。そこにおいて氏は、有為の現象世界は相對差別の境界であり、現象世界において差別をなくすることはできないとする。しかしながら解放・未解放という差別は認められないという。なぜなら仏教では先天的な貴賤・尊卑の差別を認めないから。ここにおいて「認められない」としてはいるが「なくすることができ」かどうかは明らかにはされていない。なお氏が「認められない」というとき「是認できない」という意味とともに「實在の否認」という意味も含まれているようだが、しかし同対策審議会の答申においても「部落差別は単なる觀念の亡霊ではなく現實の社会に實在する」ことの認識が強調されているように、部落差別は客觀的・具体的に現存するのであり、その實在そのものを觀念的に否認するところからは解放への展望は生まれにくい、むしろそれを閉ざすことになる。さらに深浦氏は、有為の現

象世界においては後天的な差別（人間の努力・行為に基づく）はなくすることができないのであり「君主は人民より尊敬され、社長は社員よりも優遇を受け、校長は教員よりも要位にあるのは、まさに当然の次第で、そうした優劣・上下の差別は、どうしても免れることができない」という。深浦氏は職務上の地位に基づく権限の異なりをいおうとされているのかも知れないが、そこに人格・人権における差別が混入されている。確かに現實の職階制などの中には人格・人権における差別が混入されやすい。しかしそれは區別されるべきものである。君主と人民の差別は後天的なものではないし（職務上の地位も現實には必ずしも後天的な努力だけに依らないが）、また地位の上のものは下のものより人格的に優れており尊敬されるのは当然であるというような見方は明らかに差別的な見方である。人間はその人の地位の上下において尊敬され尊重されるのではなく、地位の上の人も下の人も等しく人間とし

ての尊厳を持ち、尊敬され尊重されなくてはならない。

次に上田義文氏は『仏教における業の思想』(あそか書林)において次のように述べている。「差別扱ひをうけるような境遇に生まれたことが宿業なのではなく、他人を差別扱ひしたり蔑視したりするような心を起したり、さういう行ひをしたりがすることが宿業の催しなのである。」「このような差別感をなくしてしまふことができない。これは何と悲しい現実ではないであらうか。ここに人間の、否この私というものの醜いしかも強情な度し難い姿を感じざるを得ない。これは私の宿業の姿としか思はれない」と。ここにおいて上田氏は、村越末男氏(『差別の論理と解放の思想』が批判しているように、宿業によつて支配された人間は差別感を克服することができないとし、結果的には差別感に安住しているのではなく、むしろ上田氏は自己における差別感をなくしえないという徹底した自覚(有為相対差別の境界の自覚?)の中に逆に差別感の克服を見出し出してゆこうとしたのだらう。その意味で村越氏の批判は必ずしも正当とは思われないが、ただ上田氏も差別の問題を差別感の問題としてしかとらえることができなかった所に限界があるように思われる。その限界を上田氏は宗教の限界として受けとめることにより、部落問題は社会問題(経済・政治の問題)であつて宗教問題ではないとされているようだ。もちろん宗教は万能ではないし、宗教を万能視すること

は危険である。社会問題を宗教問題に解消すべきではない。しかし宗教が社会問題に対してかわることを避けるのも正しくない。宗教が具体的な人間の生活と切り離された所にはありえないとすれば、人間の生活上の問題は宗教にとつて決して無関係ではありえない。

上田氏は差別問題を共業においてとらえる。そのとらえ方からは教えられる所が多かつたが、しかし上田氏は共業をなおも抽象的にしかとらえていない。「差別問題について考えると、特定の部落に生まれたことをその人たちの前世の業の果であると非部落人が言ふならば、彼は共業について全く無知である。差別問題は単に被差別者だけの問題ではなくて、被差別者と差別者との間に成立する問題であることは常識的にも明らかである。ましてこの差別するという風習が歴史的社会的産物であるとすれば、これが共業であることは言ふまでもない。」という。ここにおいて、差別を歴史的社会的産物であると明確に述べているが、しかし歴史的社会的産物として究明されてはいないし、歴史的社会的産物として他者の研究成果から学んでゆこうともされない。歴史的社会的産物の中味を単に『風習』とし、差別の構造の歴史的社会的解明は放棄される。そこで差別の問題は国民の差別感の問題とされ、独占資本、国家権力などの問題が見失なわれる。同対審の答申においても「部落差別の解消は、偏見をもたらす因襲

や伝統を觀念的にとりあげただけでは解決できない。それを存続させるものは、社会体制のなかにあるという認識に立たざるをえない」としている。差別意識は単なる妄想といったものではなく、それは人間の社会的生活の中で形成されてきた意識であり、社会的生活の中に差別意識を形成してゆく構造があるということである。したがってその構造を克服しないかぎり、差別意識は常に再生産される。差別意識の克服は単に個々人の心構えの問題だけでは解決しえない。部落解放運動の中での差別の糾弾も、差別者個人の差別意識の糾弾であるよりも、その差別意識を問題にすることをとおして、差別意識を生み出す構造、差別の実態（劣悪な生活環境など）を問題にしてきたといえよう。

以上、深浦氏と上田氏の理論を中心にみてきたが、仏教思想から部落問題を考えるとき、最も重要な問題は、有為相対差別の境界において部落差別をどうとらえるのかという問題のように思われる。仏教が相対差別の境界というとき、それは現実世界におけるさまざまな差別の根深さと深刻さを最も強く自覚していることができるのではないだろうか。しかしその根深さ、深刻さの自覚がその克服の不可能性として受けとめられるとき、挫折とあきらめがはじまる。差別の根深さ深刻さの自覚が単に抽象的觀念的なレベルでしかなされないとき、その克服の展望は見出しえない。

確かに有為の現象世界においては差別一般の克服はありえないかも知れない。しかし差別は常に具体的なささまざまな形態において存在するのであり、差別一般などはいえない。そして具体的なささまざまな差別は人間が歴史的社会的に造り出してきたものであり、したがって人間の努力によつて克服できるものである。人類の歴史をふり返ればそこにいくつかの差別がつくられ、またいくつかの差別を克服してきたことをみることができ。そして現代社会にもいくつかの差別が現存する。その意味では差別一般は過去も現在も変わらずに存在するとも言えるのかも知れない。しかしだからといって、人類がその歴史の中で多くの悪差別を克服してきた努力は無意味であつただろうか。さらに現代社会における差別克服の努力は無意味だろうか。現代社会における差別の克服は別の新しい差別をつくり出すかも知れない。しかしやはり現代社会における差別が不当なものであれば、われわれはその差別の克服に立ち向かうであろう。人間の偉大さや尊厳性は、決して差別の全然ない世界を実現することにあるのではなく、それに向かつて限りなく努力してゆく中にあるのではないだろうか。人間の努力や情熱は、それが実現されたときに報われるのではなく、その努力自体において、情熱自体において充足し、報われてゆくものではないだろうか。人間の行為(業)は何らかの目的のための単なる手段ではありえない。